

本 編

(仮称) 次期さいたま市文化芸術都市創造計画
素案 (案)

目 次

序 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的	2
2 計画期間	2
3 計画の位置付け	3
4 用語の定義	3

第1章 将来像 6

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 我が国の文化芸術を取り巻く動向	8
2 本市における文化芸術の現状と課題	13

第3章 施策展開

1 施策展開の考え方	20
2 基本施策の展開	21
施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	23
施策2 文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成	25
施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	26
施策4 文化芸術に対する理解や関心の促進	28
施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	30
施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	34
施策7 文化芸術活動の場の充実	36
施策8 多様な分野と文化芸術との有機的な連携	39
3 重点プロジェクト	41

第4章 計画の推進に当たって

1 施策を実施する上での考え方	46
2 さいたま市文化芸術都市創造基金の拡充	48
3 計画の進行管理	48

序章

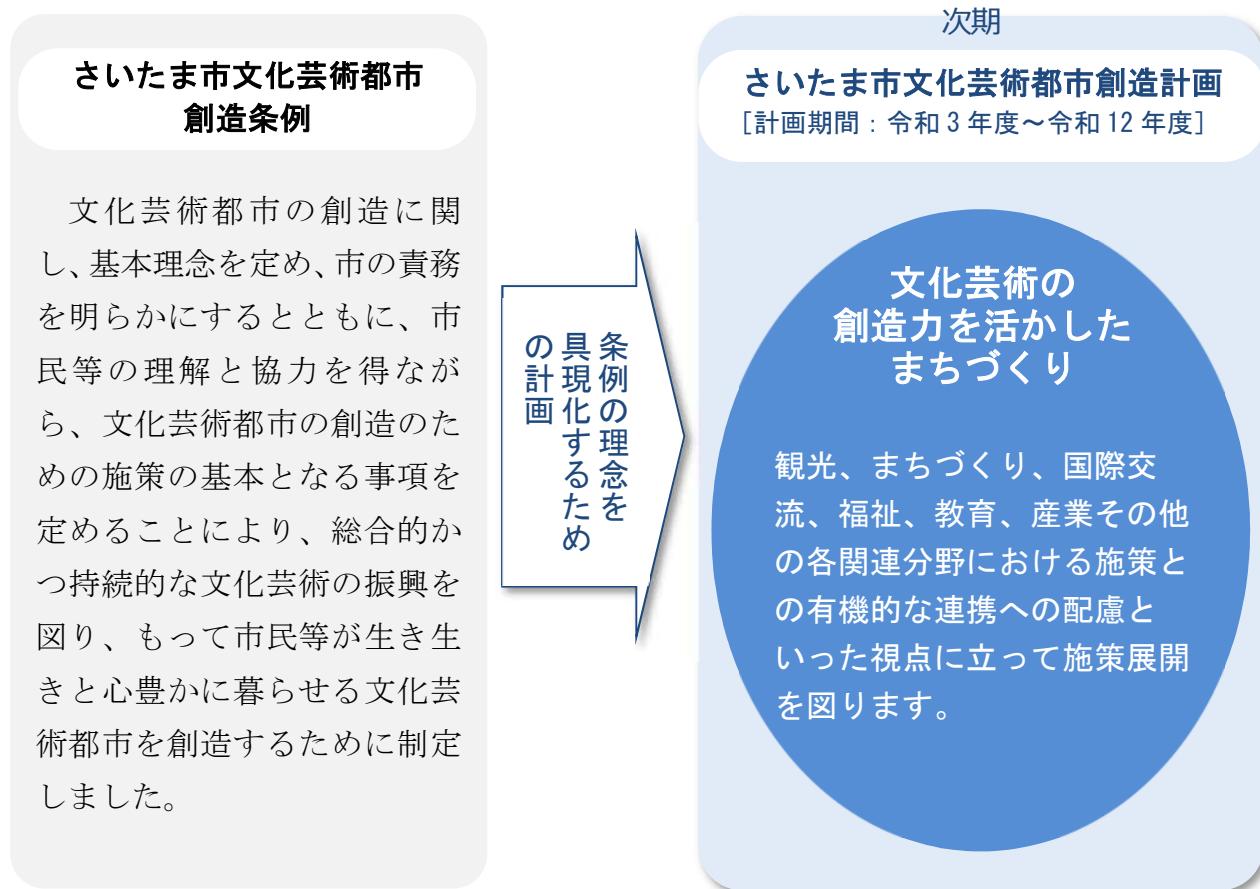
計画の策定に当たって

- 1 計画策定の目的**
- 2 計画期間**
- 3 計画の位置付け**
- 4 用語の定義**

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

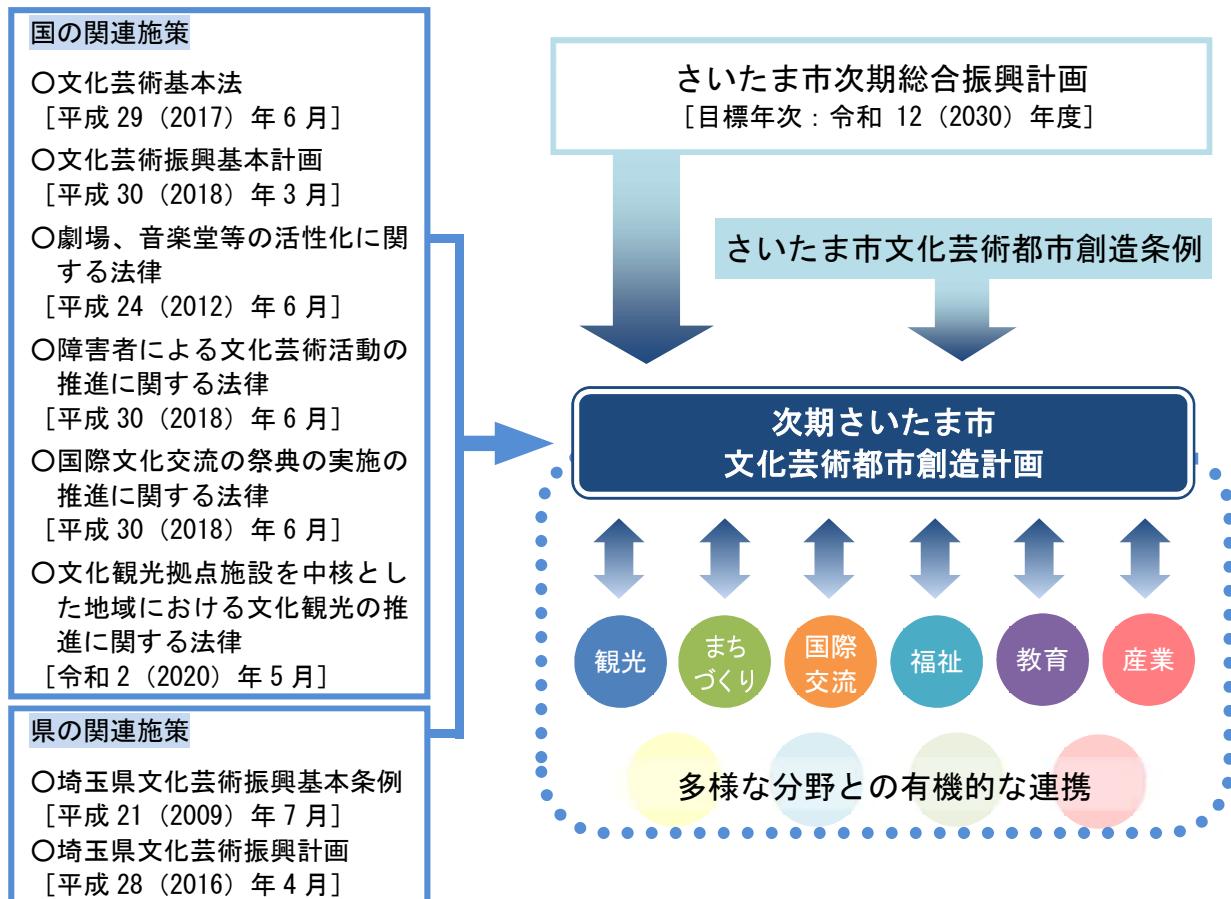
本市では、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目的として策定された、「さいたま市文化芸術都市創造条例」（施行：平成 24（2012）年 4 月 1 日）第 6 条の規定に基づき、平成 26（2014）年 3 月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」（計画期間：平成 26（2014）年度～令和 2（2020）年度）を策定し、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。計画期間の終了に伴い、これまでの取組や社会状況の変化等を踏まえて計画の見直しを行うものです。



2 計画期間

本計画の計画期間は、さいたま市次期総合振興計画の計画期間と合わせ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

3 計画の位置付け



4 用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

用語	定義
文化芸術	<p>次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。</p> <p>ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術</p> <p>イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）</p> <p>ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化</p> <p>エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽</p>
文化芸術都市	<p>市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。</p>

市民等	市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。
-----	---

第1章

将来像

第1章 将来像

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものです。

真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が主体となる文化芸術の振興と、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが求められます。

「さいたま市文化芸術都市創造条例」では、さいたま市が目指す将来像を、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」と定めています。これを、より分かりやすく、4つのまちの姿に整理しました。

市民等が主体的に文化芸術活動に参画するまち

文化芸術を自ら創造する、あるいは文化芸術活動に関わるイベントを開催する、文化芸術を支えるサポーターとして活動するなど、市民等の主体的な文化芸術活動が活発なまちです。

幅広い文化芸術と気軽に触れ合えるまち

文化芸術が市民の生活や地域に溶け込み、だれもが気軽に多様な文化芸術に触れ合う機会があり、一人ひとりが興味のある文化芸術を自分に合った方法で楽しめるまちです。

将来像 生き生きと 心豊かに暮らせる 文化芸術都市

世界共通語である「BONSAI（盆栽）」をはじめとする多彩な地域資源を活用するとともに、新たな取組や情報発信を行い、「文化芸術のまち」として国内外に広く知られるまちです。

文化芸術を世界へ発信するまち

文化芸術の創造力を活かしたイベントの開催や文化芸術を通じた交流が活発に行われ、そこに暮らす人々や地域経済など、地域全体が活力にあふれているまちです。

文化芸術の創造力による活力にあふれたまち

第2章

文化芸術を取り巻く現状と課題

- 1 我が国の文化芸術を取り巻く動向**
- 2 本市における文化芸術の現状と課題**

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 我が国の文化芸術を取り巻く動向

これまで、文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」に基づき、「文化芸術立国」の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。少子高齢化や急速なグローバル化、情報技術の進展等社会状況が著しく変化する中、観光やまちづくり、国際交流等多様な分野との連携を視野に入れた、総合的な文化芸術政策の展開が、一層求められるようになりました。

また、令和3（2021）年に開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会とする。）は、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあることから、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する機会であるとともに、文化芸術を通じた新たな価値の創出を広く示していく好機となります。

こうしたことから、文化庁は文化芸術振興基本法の一部を改正し、「文化芸術基本法」（平成29（2017）年6月）を施行しました。また、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「文化芸術推進基本計画」（平成30（2018）年3月）を策定しました。計画では、文化芸術の本質的価値¹や社会的・経済的価値²を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通した社会包摂³による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めています。

また、日本各地で実施されている国際文化交流の祭典について、国際相互理解の増進や活力ある地域社会の実現に向けてより一層推進していく必要があることから、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（平成30（2018）年6月）を施行しました。

さらに、平成31（2019）年3月には、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画」を策定し、「国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、併せて我が国の国際的地位の向上」を目指すとしています。

¹ 本質的価値：文化芸術推進基本計画では、「豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むもの」や「自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育むもの」と定義されている。

² 社会的・経済的価値：文化芸術推進基本計画では「他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するもの」、「質の高い経済活動を実現するもの」、「人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの」、「文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの」と定義されている。

³ 社会包摂：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

一方、平成 27（2015）年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに達成すべき国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標（S D G s）」が定められ、誰一人取り残さない社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。こうした中、文化芸術の持つ社会包摂性や様々な社会課題解決への有効性に高い期待が寄せられています。

また、文化芸術活動を通じた障害者の個性や能力の発揮と社会参加の促進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30（2018）年 6 月）が施行されました。これにより、地方公共団体は「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること」とされ、全ての人が文化芸術を享受する環境の充実が求められています。

さらに、平成 29（2017）、30（2018）年に学習指導要領が改訂され、子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質や能力を育成することが求められています。また、平成 30（2018）年 10 月、文部科学省設置法の一部が改正され、「学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務」や「博物館に関する事務」が文部科学省から文化庁に移管されました。

加えて、令和 2（2020）年 5 月に「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、地域の様々な文化資源を磨きあげることで文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことが求められています。

このような経緯を踏まえ、文化庁は従来の文化振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、関連分野との連携を図りながら政府全体の中核となって文化行政を総合的に推進する役割を担うこととなりました。

こうした国の流れを受けて、地方自治体においても文化芸術を活かした取組が進められています。文化芸術施策を効果的・効率的に推進するため、東京都のほか、政令指定都市のうち横浜市、新潟市、浜松市、大阪市（大阪府との共同設置）等において、アーツカウンシル⁴が設置され、地域の文化芸術の活性化に向けた取組を進めています。

⁴ アーツカウンシル：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。日本語では芸術評議会等と訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国等、世界各国で設置されている。

文化芸術基本法の概要

○改正の趣旨

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものである。

○改正の概要

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としている。

今回の改正では、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにした。

また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定された。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追加されるとともに、食文化の振興が新たに明記された。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等が明記された。

このほか、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府はこれまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとされた。また、新法では、文部科学省、内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等による「文化芸術推進会議」を設けることとされている。

改正法の附則においては、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、政府は文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

今後は、今回の改正趣旨を踏まえ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を推進するとともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携のこれまで以上の連携により、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されている。

○文化芸術基本法（抜粋）

第一章 総則

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

文化芸術推進基本計画（抜粋）

第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌(ほう)芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み）を形成する。

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

第5 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立等

第6 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

2 本市における文化芸術の現状と課題

さいたま市は、平成 13（2001）年に浦和市・大宮市・与野市の 3 市合併により誕生し、その後、平成 17（2005）年に岩槻市と合併しました。現在は人口 130 万人を超える、首都圏有数の大都市として発展してきました。今日では、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動などの多様なイノベーションを生み出し、市民や企業から選ばれ、成長・発展し続け、訪れる人が魅力を感じるような都市を目指して、更なる成長を続けています。また、東日本の中核都市として、東日本全体の活性化をけん引する役割が求められています。

本市の文化芸術振興施策に関しては、まず、平成 18（2006）年 3 月に、「さいたま市文化芸術振興計画」を策定し、歴史と風土に育まれた本市独自の伝統文化と、市民によって創り出される新たな文化の融合により、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造を目指した取組を進めました。その後、平成 24（2012）年 4 月 1 日から、「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行し、平成 26（2014）年 3 月に、「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定しました。この条例と計画に基づき、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造を目指した取組を進めてきました。

本計画の策定に当たり、これまでの文化芸術振興における施策の進捗状況、その成果の指針となる市民等の文化芸術活動状況や都市イメージ等、多角的な視点から本市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、「さいたま市民意識調査」を参考したほか、「文化芸術活動団体調査」「文化芸術に関するサポーター調査」「市民文化芸術活動状況調査」を実施しました。

これらの結果や我が国の文化芸術を取り巻く動向を踏まえ、以下のとおり、現計画の進捗状況を整理・分析し、次期計画に向けた見直しの方向性を設定します。

（1）計画全体の成果指標

【現計画の成果指標の達成状況】

○現計画の成果指標：さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合

平成 25 年度 15.0%	→	令和 2 年度 25.0%
----------------	---	---------------

○年度ごとの達成状況

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
15.0%	13.4%	15.9%	14.2%	16.0%	14.1%	14.9%

○達成状況（令和2年度の見込み）

令和元年度は14.9%で、計画を策定した平成25年度の15.0%を割り込んでいます。

【次期計画に向けた見直しの方向性】

- ・令和元年度末の時点で、成果指標の目標が未達成であるため、計画に沿った取組を今後も継続的、かつ実効性を高めて推進する必要があります。
- ・並行して策定中のさいたま市次期総合振興計画で設定する成果指標と連動するよう、本計画の成果指標についても、見直しを行う必要があります。

（2）基本施策

（※各基本施策については、令和元年度に行った次期計画策定に向けての検討過程において、内容や表記を一部修正しており、ここでは修正後の内容を記載しています。）

基本施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進

1－1. 文化芸術活動に関わる市民等への支援

- ・既存の文化芸術団体は高齢化と規模縮小の傾向にあることから、文化芸術活動団体への支援の仕組みについて、対象範囲や支援内容等の見直しが必要です。
- ・後継者や若手育成に関する支援ニーズが高いことから、文化芸術活動を担う後継者等の育成が求められます。
- ・文化芸術サポーターの年代や性別に偏りが見られることから、今後は幅広い市民の参画を促進するとともに、サポーター活動や学習に関するメニューの拡充のほか、人材育成の仕組みの構築や、サポーター同士の連携づくり等が求められます。

1－2. 市民等による文化芸術活動のための情報基盤の充実

- ・既存の情報媒体が浸透しておらず、特に若い世代は市内の文化芸術活動に関する情報を入手しにくいと感じていることから、既存情報媒体の認知度向上や、新たな手法による情報発信機能の強化が求められます。

基本施策2 文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成

2－1. 子どもに対する文化芸術教育の充実

- ・学習指導要領が改訂され、子どもたちの豊かな感性や創造性のほか、社会課題の解決につながる資質や能力を育むことが求められていることから、学校等との連携を通じた文化芸術教育の拡充が求められます。

2－2. 子どもの鑑賞・体験・創造・発表機会の充実

- ・本市の発展の方向性として「子育てのしやすいまち」の実現を望む市民が多いことや、文化芸術都市の創造には市民等の文化意識の高揚が不可欠であることから、子どもたちが気軽に文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会を充実させることや、幼い頃に親しんだ文化芸術とのつながりを継続させる取組が求められます。

基本施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展

3－1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承

- ・「伝統的な文化の保存と活用」が必要と考える市民が多く、確実に継承していくためにも、伝統的な文化の保存・活用を継続的に推進する必要があります。
- ・後継者や若手育成に関する支援ニーズが高いことから、伝統的・民俗的な分野においても、後継者等の育成が求められます。

3－2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実

- ・市内で行われる文化芸術活動の中では、祭やイベント等の見学が最も多いことから、こうした機会を捉えて、伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実を図る必要があります。

基本施策4 文化芸術に対する理解や関心の促進

4－1. 市民等の鑑賞機会の充実

4－2. 市民等の文化芸術活動への参加機会の充実

4－3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供

- ・鑑賞機会の充実等に対する市民ニーズが高い一方で、「参加したい文化芸術活動がない」と答えた市民が多く、特に若者を中心に、市民ニーズと実際行われている活動との間にミスマッチが生じていることから、市民ニーズを反映した鑑賞・参加機会の提供が求められます。
- ・既存の情報媒体が浸透しておらず、特に若い世代は市内の文化芸術活動に関する情報を入手しにくく感じていることから、既存情報媒体の認知度向上や、新たな手法による情報発信機能の強化により、鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供のさらなる充実が求められます。

基本施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用

5－1. 盆栽文化の振興

- ・世界盆栽大会を契機に盆栽文化に対する認知度が向上し、本市を代表する文化芸術資源として広く認識が定着してきたことから、世界盆栽大会のレガシー創出につながるさいたま国際盆栽アカデミー等、盆栽文化の振興に向けた取組の継続が求められます。

5－2. 漫画文化の振興

- ・本市を代表する文化芸術資源として広く発信すべきものに「漫画」を挙げた人の割合が、地域によりばらつきがあることから、漫画文化に関する市民の認知度向上や、市民による主体的な活動につながるような取組等、漫画文化の振興に向けた市民参画の促進が求められます。

5－3. 人形文化の振興

- ・本市を代表する文化芸術資源として「人形」を発信すべきと考える市民の割合は、岩槻区以外で低いことから、岩槻人形博物館を拠点としながら、市全体で人形文化を振興することが求められます。

5－4. 鉄道文化の振興

- ・本市を代表する文化芸術資源として広く認識されていることから、さらなる鉄道文化の振興に向けた取組の継続が求められます。

5－5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用

- ・地域における文化財の計画的な保護・活用の促進や、地方の文化財保護行政の推進力強化を図るため、平成30年6月に文化財保護法の一部が改正されたことから、地域がより柔軟に文化財の保護や活用を進め、まちづくりに文化財を活用できるようにすることが求められます。

基本施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供

6－1. 文化芸術を通じた交流の推進

- ・平成28(2016)年に、さいたま市初の国際芸術祭「さいたまトリエンナーレ2016」が開催されました。その後、令和2(2020)年3月から5月にかけて「さいたま国際芸術祭2020」の開催が予定されていましたが、新型コロナウイルスの影響により、会期を定めての祝祭感のあるイベントとしての開催は見送りました。しかしながら、文化芸術を活かしたまちづくりには、大規模な文化芸術イベントの開催が必要と考える市民が多いことから、今後も国際的な芸術祭を継続的に開催し、文化芸術を通じた交流の促進を図ることが求められます。
- ・東京2020大会において、本市はオリンピック競技のサッカーとバスケットボール

ルの開催会場となります。そこで、東京2020大会を契機に行われる国内外との交流を、大会後も継続していくことが求められます。

6－2. 文化芸術によるまちづくり

- 本市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合が増加していないことから、本市の歴史文化資源等多様な文化芸術資源を活かしたまちづくりを継続的に推進するとともに、さいたま国際芸術祭等の取組を通して生み出されるレガシーを、今後のまちづくりに活用していくことが求められます。

基本施策7 文化芸術活動の場の充実

7－1. 市民等による文化芸術活動の場の機能向上・充実

- 市民等から文化芸術の活動の場となる施設の拡充が望まれていることや、地方公共団体として多様性や社会包摂の観点に配慮した文化芸術活動の環境整備を進めていくことが求められており、既存施設の機能向上や不足する機能の充足を図り、全ての人が利用しやすい環境とする必要があります。

7－2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携

- 老朽化した市民会館うらわや市民会館おおみやが機能移転することから、文化芸術都市の創造に向けた拠点機能の構築に着手する必要があります。
- 本計画の取組や事業の主要な推進団体である公益財団法人さいたま市文化振興事業団について、これまで蓄積してきた文化芸術に関する人材や情報を最大限に活用し、本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を強化する必要があります。

基本施策8 多様な分野と文化芸術との有機的な連携（新規）

- 文化芸術基本法の施行により、文化芸術の固有の意義や価値を尊重しながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることが求められていることから、本市においても、多様な分野と連携した文化芸術活動を展開するための仕組みづくりが必要です。そのため、次期計画において新たな基本施策として掲げることにより、連携に向けた体制を構築するとともに、様々な分野と連携して事業を推進する必要があります。

重点1 文化芸術を活かしたまちの活性化

1. 國際的な文化芸術事業の推進
2. 芸術家と市民等の交流の促進
3. 多様な分野と文化芸術との連携強化

・本市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合は増加していないものの、文化芸術を活かしたまちづくりには、「大規模な文化芸術イベントの開催」が必要と考える市民が多いことから、さいたま国際芸術祭等本市の文化芸術資源を活用した国際的なイベント等の継続的な開催とともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の多様な分野との連携により、都市イメージの向上を図ることが求められます。

重点2 市民等による文化芸術活動の活性化

1. 文化芸術活動を行う個人や団体に対する支援
2. 文化芸術活動を支える人材の育成
3. 文化芸術活動への多様な市民参画の基盤整備

・文化芸術都市創造に関する支援や、活動を支える人材の育成のほか、市民による多様な参画の仕組みを拡充することにより、本市の強みである市民の力を活かし、市民等を主体とした文化芸術都市の創造を推進する必要があることから、これまで実施してきた事業を継続するとともに、内容を拡充することが求められます。

重点3 さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

1. 魅力ある資源を活用した事業の推進
2. 魅力ある資源の連携
3. 魅力ある資源の発信

・本市の魅力ある資源である「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」について、これまで各種取組を進めてきましたが、都市のさらなる魅力向上のためには、今後もこれらの取組を継続するとともに、内容の拡充が求められます。

・令和2（2020）年2月に岩槻人形博物館が開館し、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」に関する施設が揃ったことから、これらの施設を拠点とし、各資源に関する魅力の発信を強化することが求められます。

第3章

施策展開

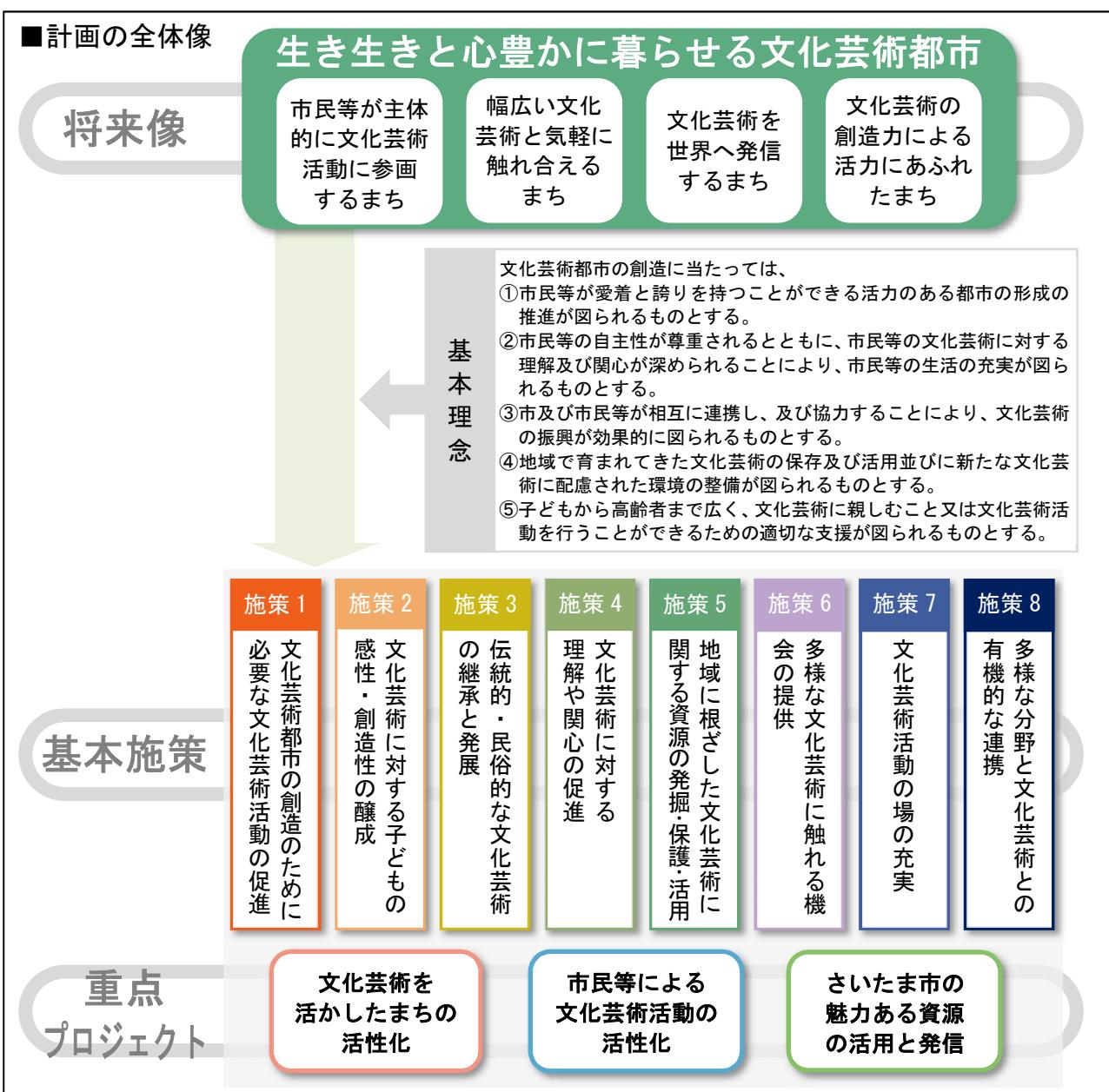
- 1 施策展開の考え方**
- 2 基本施策の展開**
- 3 重点プロジェクト**

第3章 施策展開

1 施策展開の考え方

この計画では、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、さいたま市文化芸術都市創造条例第7条に基づく7つの施策に、「文化芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策」と連携するため、新たな施策として「多様な分野と文化芸術との有機的な連携」を加えた8つの施策について、具体的な取組を示します。

また、本市の現状と課題を踏まえ、今後10年間の計画期間の中で重点的に取り組むべき事項を定めた3つの重点プロジェクトを設定します。この重点プロジェクトは、基本施策の横断的・総合的な取組であり、一体的に取り組むことで施策の効果的な推進を図ります。



2 基本施策の展開

基本施策	施策展開	施策展開の方向性
施策 1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	1-1. 文化芸術活動に関わる市民等への支援	○市民等による文化芸術活動への支援 ○文化芸術事業の企画・運営に関する人材の育成 ○文化芸術団体の交流の促進
	1-2. 市民等による文化芸術活動のための情報基盤の充実	○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供
施策 2 文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成	2-1. 子どもに対する文化芸術教育の充実	○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実
	2-2. 子どもの鑑賞・体験・創造・発表機会の充実	○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実
施策 3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	○後継者育成に対する支援
	3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実	○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実
施策 4 文化芸術に対する理解や関心の促進	4-1. 市民等の鑑賞機会の充実	○身近な鑑賞機会の創出
	4-2. 市民等の文化芸術活動への参加機会の充実	○発表機会の充実
	4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供	○文化芸術事業に関する情報収集・提供
施策 5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	5-1. 盆栽文化の振興	○大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興 ○「大宮盆栽」のブランド化と盆栽に関する産業の振興
	5-2. 漫画文化の振興	○漫画会館等を活用した漫画文化の振興
	5-3. 人形文化の振興	○岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興 ○人形文化を活用したまちの活性化
	5-4. 鉄道文化の振興	○鉄道博物館等との連携強化
	5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	○文化芸術資源を活かした事業の推進
施策 6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	6-1. 文化芸術を通じた交流の推進	○国際的な文化芸術イベントを通じた市民等の交流 ○本市とゆかりのある都市との交流
	6-2. 文化芸術によるまちづくり	○歴史文化資源等多様な文化芸術資源を活かしたまちづくり ○市民等による文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援
施策 7 文化芸術活動の場の充実	7-1. 市民等による文化芸術活動の場の機能向上・充実	○利用者や時代のニーズに合わせた活動の場の整備 ○利用者の利便性向上
	7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	○拠点機能の構築 ○埼玉県や民間の文化関連施設等との連携
施策 8 多様な分野と文化芸術との有機的な連携	8-1. 多様な分野との連携体制の構築	○本市の魅力ある資源を活かす事業を推進するための連絡会議の設置 ○文化芸術活動における市民団体、大学、企業、行政等の連携の仕組みづくり
	8-2. 多様な分野との連携事業の推進	○観光、福祉、教育等の分野との連携による事業の実施 ○先端技術を活用した連携事業の実施

施策 1

文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進

【施策の基本的な考え方】

市は、文化芸術都市創造のため、市民、文化芸術団体、芸術家等が行う主体的な活動や交流を支援するとともに、文化芸術を「創造する」、「支える」、「つなぐ」人材の育成や、市民による主体的な文化芸術活動を促進するための情報発信に取り組みます。

1-1 文化芸術活動に関わる市民等への支援

市内で活発に活動している芸術家や文化芸術団体への支援のほか、文化芸術活動を支える文化芸術サポーターや文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成を行います。

○市民等による文化芸術活動への支援

市内で活躍する芸術家や文化芸術活動に継続的に取り組む市民等に対し、創作活動や発表の場の提供を行います。

<取組例>

- ・国際芸術祭等の文化芸術事業における芸術家の起用
- ・人材や団体情報の集積と公開を行う人材情報バンク事業（例：「生涯学習人材バンク」事業、「生涯学習情報システム」、文化振興事業団のアーティスト登録・マッチング事業「SaCLAアーツ」）の充実

○文化芸術サポーターの活性化

文化芸術サポーターの活動機会を充実し、文化芸術活動を支える人材の育成を図ります。また、市が行う文化芸術事業において、積極的に文化芸術サポーターの活用を図ります。

<取組例>

- ・既存の文化芸術サポーター組織（例：文化振興事業団の登録ボランティア「SaCLa サポーターズ」）の充実
- ・国際芸術祭等の文化芸術事業における文化芸術サポーターの活用

○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成

文化芸術事業を企画・運営することができる人材の育成を図ります。

<取組例>

- ・文化芸術事業の企画・運営ができる人材育成事業（例：文化振興事業団が開催する「アートマネジメント研修講座」）の実施

○文化芸術団体の活動支援

文化芸術団体が行う文化芸術事業に対する支援を行います。

＜取組例＞

- ・市内に事務所を置き活動する文化芸術団体が行う事業に対する補助金（例：「さいたま市文化芸術都市創造補助金」）の交付

○文化芸術団体の交流の促進

市内で活動する文化芸術団体の交流を促進し、団体間のネットワークの充実を図ります。

＜取組例＞

- ・複数の文化芸術団体が参加する共同イベント（例：「さいたま市民音楽祭」）の実施

○文化芸術活動に対する顕彰

市内在住又は本市にゆかりがあり、文化芸術等の分野で顕著な功績のあった方を顕彰します。

＜取組例＞

- ・文化芸術等の分野で顕著な功績のあった方に対する文化賞（例：「さいたま市文化賞」「現代短歌新人賞」）の贈呈

1-2

市民等による文化芸術活動のための情報基盤の充実

文化芸術の創造力による活力にあふれたまちを目指して、市民による主体的な活動を促進するため、文化芸術に関する人材や団体の情報を広く収集し、分かりやすく提供することで、市民等と芸術家や団体の橋渡しを行うとともに、文化芸術団体等の情報発信に関する支援を行います。

○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供

文化芸術に関する豊富な人材や団体の情報を収集し、提供します。

＜取組例＞

- ・人材や団体情報の集積と公開を行う人材情報バンク事業（例：「生涯学習人材バンク」事業、「生涯学習情報システム」、文化振興事業団のアーティスト登録・マッチング事業「S a C L a アーツ」）の充実【再掲】

○文化芸術団体等の情報発信に対する支援

文化芸術団体が行う事業や会員の募集、市内で開催される文化芸術に関わる多様な活動についての情報発信を支援します。

＜取組例＞

- ・団体紹介や会員募集、講座・イベント開催等の情報をインターネット上に公開する事業（例：「生涯学習情報システム」【再掲】）の充実

施策 2

文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成

【施策の基本的な考え方】

市は、将来の文化芸術の担い手である子どもたちの豊かな感性と創造性を醸成するため、幼少期から文化芸術に触れ合う機会の提供や学校等との連携を通じた文化芸術教育の充実に取り組むとともに、子どもたちが気軽に参加できる鑑賞機会や実際に文化芸術に触れ合える体験教室や講座の充実を図ります。また、子どもたちが、暮らしの中にある文化を再発見できるような機会の提供にも取り組みます。

2-1 子どもに対する文化芸術教育の充実

子どもの持つ豊かな感性を伸ばし、創造性を醸成するため、学校教育等との連携を通じて、子どもたちが質の高い文化芸術や多様な文化芸術に触れ合える機会の充実を図ります。

○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実

未就学児の豊かな体験を支援するため、保護者も一緒に参加できる文化芸術に関する体験教室をはじめとした催し等の情報を幼稚園・保育園等に提供します。また、乳幼児期から身近に文化芸術に触れ合える環境づくりに努めます。

<取組例>

- ・乳幼児期から楽しめる音楽コンサート（例：0歳から楽しめるコンサート）の開催
- ・子どもと保護者が一緒に参加できる文化芸術に関する体験教室の開催

○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進

子どもたちが身近に質の高い文化芸術を体験・鑑賞・学習できる環境づくりに向けて、学校等と連携し、アウトリーチ⁵ やワークショップ事業を実施します。また、子どもたちの郷土意識を高め、知識や教養を育むため、地域の歴史文化資源や伝統的・民俗的な文化芸術をはじめとする多様な文化芸術を活かした体験学習の充実を図ります。

<取組例>

- ・小学校や中学校等を会場としたプロの演奏家による音楽コンサート（例：「プライマリーコンサート」）の実施
- ・学校と美術館の連携による授業（例：うらわ美術館出張授業）の実施

⁵ アウトリーチ：アーティスト等を地域の様々な施設に派遣して、ワークショップやミニコンサート等を実施する取組。

2-2 子どもの鑑賞・体験・創造・発表機会の充実

子どもの豊かな感性や創造性を育むため、学校教育の場だけではなく、日常生活において気軽に参加できるような文化芸術の鑑賞・体験・創造・発表の機会を提供します。

○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実

未来を担う子どもたちが文化芸術に出会い、体験できるよう、子どもを対象とした様々なプログラムを継続して実施します。その実施に当たっては、地域の文化人や芸術家、伝統芸能の保存団体等と連携を図るとともに、伝統的・民俗的な文化芸術等、多様な文化芸術を活用した手法を検討します。

<取組例>

- ・子どもが楽しめるコンサート（例：「プロの音楽家によるコンサートとジュニア・プラス・クリニック」）等の実施
- ・子どもを対象とした伝統文化や郷土芸能の体験教室（例：隈取体験講座「キッズのためのはじめての歌舞伎体験～へんしん歌舞伎メイク～」「子ども伝統芸能まつり」）の開催
- ・日常生活の中にある文化体験教室（例：文化振興事業団が開催する「子ども茶道体験教室」）の実施

○子どもを対象にした創造・発表機会の充実

子どもたちの文化芸術の創造や活動の意欲を高めるため、子どもたちが日頃の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。また、コンテストを通じて、練習の成果に対する評価や講評を行う等、将来の芸術家の育成という視点も踏まえた事業を実施します。

<取組例>

- ・小学生・中学生を対象とした管楽器と打楽器の独奏コンテスト（例：「さいたま市ジュニアソロコンテスト」）の開催
- ・市内で活動している子どもを中心としたグループによる発表会（例：「子ども伝統文化祭」）の開催

施策 3

伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展

【施策の基本的な考え方】

伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展を図るため、こうした文化芸術を引き継ぎ、さらに次の世代に伝えていけるように人材の育成を支援します。また、鑑賞や体験の機会を充実することで、市民等が伝統的・民俗的な文化芸術に関心を抱く契機とし、裾野を拡大していくことで、将来的な人材の確保につなげていきます。

3－1 伝統的・民俗的な文化芸術の継承

伝統的・民俗的な文化芸術を次代に継承していくため、後継者育成に対する支援を行うとともに、伝統的・民俗的な文化芸術に関する人材や団体の情報を集め、必要とするところに効果的に発信します。

○後継者育成に対する支援

伝統的・民俗的な文化芸術に関する後継者育成等に対する支援を行います。

＜取組例＞

- ・郷土芸能伝承を目的とする団体への活動支援（例：「さいたま市文化財保存事業費補助金」「青少年による郷土芸能伝承活動補助金」）
- ・伝統芸能に関する子どもたちの成果発表会等（例：「子ども伝統文化祭」【再掲】）への支援

○人材等の情報収集・提供

伝統的・民俗的な文化芸術に関する人材や団体の情報収集を行い、鑑賞や学習の機会を希望する個人や団体への情報提供を行います。

＜取組例＞

- ・人材や団体情報の集積と公開を行う人材情報バンク事業（例：「生涯学習人材バンク」事業、「生涯学習情報システム」、文化振興事業団のアーティスト登録・マッチング事業「S a C L a アーツ」）の充実【再掲】

3－2 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実

伝統的・民俗的な文化芸術を鑑賞する機会の充実とともに、専門的な指導のもとで、実際に体験する機会の充実を図り、こうした文化芸術への関心を促し、将来的な人材確保につなげていきます。

○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実

伝統的・民俗的な文化芸術に関する関心を促すため、伝統文化施設⁶を中心に、多様な機会を活用しながら、鑑賞や参加機会の充実を図ります。

＜取組例＞

- ・伝統芸能に関する鑑賞事業（例：「能入門講座」「狂言鑑賞会」「謡・仕舞鑑賞会」）の実施
- ・郷土芸能に関する体験教室（例：お囃子や和太鼓等の体験教室）の開催

⁶ 伝統文化施設：さいたま市伝統文化施設条例に基づき設置されている、氷川の杜文化館、恭慶館の2施設のこと。

【施策の基本的な考え方】

市民等の文化芸術に対する理解や関心の促進を図るため、文化芸術に接する機会の充実を図ります。事業の展開に当たっては、多様性（ダイバーシティ）や社会包摂（ソーシャルインクルージョン）の観点から、障害の有無、年齢、性の多様性、言語、ライフステージ等に配慮して、全ての人々に向けた文化芸術や、人々の感性を刺激するような先進的な文化芸術の活用を図ります。

4-1 市民等の鑑賞機会の充実

市民等の文化芸術に対する理解と関心を深めるため、身近な場所で気軽に鑑賞することができる場を創出するとともに、全ての人々を対象とした魅力ある文化芸術の鑑賞機会を提供します。

○身近な鑑賞機会の創出

市民等が、近隣施設やまちなか等の身近な場所で、気軽に文化芸術を鑑賞することができる環境づくりに努めます。また、市内の学校や施設、団体等地域の様々な場所に芸術家を派遣して、コンサート等を実施するアウトリーチ事業を推進し、全ての人が身近に文化芸術と触れ合える機会の充実を図ります。

<取組例>

- ・音楽やアートを活用したまちなかで行うイベント（例：各区役所等で開催されるロビーコンサート）の開催
- ・市内の学校や施設、団体等におけるアウトリーチ事業の実施
- ・外国人を対象とした文化芸術イベント（例：文化振興事業団が開催する在住外国人向け落語イベント）の開催

○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供

うらわ美術館、文化センター、プラザ⁷ 等において、施設の特徴を活かした各種事業を展開し、全ての人々を対象に、魅力ある文化芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。

<取組例>

- ・美術館等の特徴を活かした展示事業（例：うらわ美術館における本をめぐるアートの展示、大宮盆栽美術館における名品盆栽の展示、漫画会館における北沢楽天の風刺漫画作品の展示、岩槻人形博物館における西澤笛畠コレクションの展示）の実施
- ・文化施設における質の高い鑑賞事業（例：文化振興事業団が開催する「プレミアクラシック」コンサート）の実施

⁷ プラザ：さいたま市コミュニティ施設条例に基づき設置されている、プラザイースト、プラザウエスト、プラザノースの3施設のこと。

4－2 市民等の文化芸術活動への参加機会の充実

市民等の文化芸術に対する理解と関心を深めるため、契機となる発表や体験の機会の充実を図ります。

○発表機会の充実

全ての人が文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。多様な施設を活用し、幅広い文化芸術分野の発表機会を提供することで、創作活動の意欲向上を図り、文化芸術に対する理解と関心を深めます。

<取組例>

- ・市内施設において市民等が日頃の活動成果を発表する催し（例：公民館で開催している「地区公民館文化祭」）の開催
- ・市内在住・在勤・在学者を対象とする公募展等（例：さいたま市美術展覧会）の開催
- ・小学生・中学生を対象とした管楽器と打楽器の独奏コンテスト（例：「さいたま市ジュニアソロコンテスト」）の開催【再掲】
- ・障害者が制作した芸術作品等の展示（例：「障害者週間」市民のつどいにおける作品展）

○体験機会の充実

全ての人が文化芸術を体験できる参加型事業の充実を図り、市民等の文化芸術に対する理解と関心をより一層深めます。

<取組例>

- ・文化芸術に関するワークショップ（例：文化振興事業団が開催する音楽や美術、落語等の伝統芸能等の各種ワークショップ）の開催
- ・子どもを対象とした伝統文化体験教室（例：隈取体験講座「キッズのためのはじめての歌舞伎体験～へんしん歌舞伎メイク～」「子ども伝統芸能まつり」）の開催【再掲】
- ・子どもと保護者が一緒に参加できる文化芸術に関する体験教室の開催【再掲】

4－3 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供

市民等の鑑賞・参加機会の充実を図るため、市内で行われる文化芸術イベント等の情報を広く収集し、分かりやすく、市民等の目に触れやすい形で発信します。

○文化芸術事業に関する情報収集・提供

市が主催する事業や市内の文化芸術団体や芸術家等が行っている文化芸術活動の情報を広く収集し、提供します。

<取組例>

- ・文化芸術イベント情報誌やホームページを通じた情報提供（例：文化振興事業団が発行する情報誌「S a C L a」におけるイベント情報）の掲載

- ・団体紹介や会員募集、講座・イベント開催等の情報をインターネット上に公開する事業（例：「生涯学習情報システム」）の充実【再掲】

○多様な参画を促進する仕組みづくり

市民等と文化芸術に関する情報との接点を増やし、より多くの市民等による多様な参画を促進します。

<取組例>

- ・ユニバーサルデザインに配慮した、文化芸術に関するポータルサイトの構築
- ・SNS等、若者に親しみやすい情報発信手法の活用
- ・クラウドファンディングやアートブロックチェーンネットワーク等、関連サービスの導入による市民等への支援機能の拡充
- ・文化芸術活動の映像アーカイブ制作・蓄積・発信（動画共有サービスへの投稿、駅や公共施設等での上映）

施策 5

地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用

【施策の基本的な考え方】

合併により誕生した本市には、各地域の長い歴史や生活の中で育まれてきた多彩な文化芸術資源があります。こうした資源を発掘・保護・活用するとともに、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」をさいたま市の魅力ある資源として位置付け、これらの資源を活かした取組を積極的に展開します。

5－1

盆栽文化の振興

盆栽は、生きた芸術作品として、日本国内はもとより、海外からも高く評価されています。本市における盆栽文化は、大正14（1925）年に大宮盆栽村が誕生してから今日に至るまで、長い歴史の中で育まれてきました。現在、盆栽園が点在する大宮盆栽村は、大宮盆栽美術館を中心とする盆栽文化の発信拠点として、世界から注目されています。平成29（2017）年には、「第8回世界盆栽大会 in さいたま」が開催され、国内外の愛好者がさいたま市を訪れました。今後も、世界に誇れる盆栽文化を積極的に振興し、国内外に発信していきます。

○大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興

大宮盆栽美術館は、盆栽文化の拠点施設として、世界に誇る大宮の盆栽文化を広く発信するとともに、地域との連携を図りながら、資料収集、調査研究、教育普及等盆栽文化の振興につながる各種事業を行います。また、周辺の文化施設との連携や未利用地の活用等を検討し、大宮盆栽美術館を拠点としたまちづくりを推進します。

<取組例>

- ・大宮盆栽美術館における資料等の通常展示や企画展等の実施
- ・盆栽や周辺文化を学ぶ公的な学習プログラム「さいたま国際盆栽アカデミー」の実施
- ・盆栽を通じた国際親善と国際交流（例：大宮盆栽美術館と米国立盆栽・盆景園の姉妹館提携）
- ・市立学校生徒等への見学機会の提供

○盆栽文化と触れ合える機会の拡充

盆栽に関する各種イベントやワークショップ等を通じて、盆栽と触れ合う機会の拡充を図ることで、愛好者の増加につなげ、盆栽文化の活性化を図ります。

<取組例>

- ・盆栽に関するイベントの開催
- ・盆栽に関するワークショップの開催

○「大宮盆栽」のブランド化と盆栽に関わる産業の振興

「大宮盆栽」を世界的ブランドとして確立し、積極的な情報発信を行います。また、大宮の盆栽の伝統的な技術を継承する盆栽園を伝統産業に属する事業所として市内外に広く発信します。

<取組例>

- ・大宮盆栽を海外に向けて展開するためのプロジェクトの推進
- ・伝統産業の活性化のための事業の推進

5－2 漫画文化の振興

日本近代漫画の先駆者である北沢楽天は、昭和23（1948）年、盆栽町に「楽天居」を構え、終の棲家としました。同地は作品とともに市に寄贈され、現在、その場所はさいたま市立漫画会館となり、楽天ゆかりの品や作品を展示しています。

こうした日本近代漫画の先駆者ゆかりの地としての地域特性を活かし、漫画文化の振興を図ります。

○漫画会館等を活用した漫画文化の振興

北沢楽天等の漫画関係資料の収集、展示等を行う漫画会館や、プラザノースのユーモアスクエアを拠点として、漫画文化の振興につながる各種事業を行います。また、漫画文化に関する積極的な情報発信を行います。

<取組例>

- ・収蔵品の展示や現代の漫画家の作品を紹介する企画展の充実
- ・漫画文化やユーモア文化の普及啓発のためのコンテスト等（例：「北沢楽天漫画大賞」「さいたま市ユーモアフォトコンテスト」「国際漫画フェスティバル・インさいたま」）の開催

○漫画文化に関わる人材の育成

漫画文化の裾野の拡大を目指し、漫画に関わる人材の育成を図ります。

＜取組例＞

- ・子どもを対象にした漫画教室の実施

5-3

人形文化の振興

城下町として長い歴史を持つ岩槻は、日本有数の人形生産地として知られています。その職人技術は、江戸時代に花開いた衣装人形や木目込人形の伝統を受け継ぐものであり、日々の生活の中に、人形が身近なものとして根付いています。

このように「人形のまち」として知られる岩槻で、育まれ受け継がれてきた伝統ある人形文化の振興を図るため、令和2（2020）年2月22日に、日本初の人形専門の公立博物館である岩槻人形博物館が開館しました。今後は、岩槻人形博物館や、博物館と同時にオープンした地域活性化拠点「にぎわい交流館いわつき」を拠点として、人形文化の振興のほか、人形文化に関する情報発信やまちの活性化を図ります。

○岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興

岩槻人形博物館は、人形文化の拠点施設として、人形や人形文化に関する資料の収集・保存、調査・研究、展示・教育普及活動等を通して、人々の人形への親しみを醸成し、人形文化を未来へと継承します。

＜取組例＞

- ・収蔵品展の開催
- ・人形に関する講演会の開催

○人形文化に関する情報発信の強化

岩槻人形博物館は、にぎわい交流館いわつき等と連携し、人形文化の啓発に努めるとともに、人形文化に関する情報を広く発信します。

＜取組例＞

- ・製作実演の実施
- ・ワークショップの開催

○人形文化を活用したまちの活性化

特色ある地域資源である人形を本市の魅力として発信していくほか、観光資源としての活用を図ります。また、岩槻の人形の伝統的な技術を継承する事業所に対する支援を行うことで、人形に関わる産業の活性化を図る等、人形文化を活用して地域のにぎわいを創出し、まちの活性化を図ります。

＜取組例＞

- ・工房見学や人形づくり体験等の実施
- ・伝統産業の活性化のための事業の推進【再掲】

5－4 鉄道文化の振興

明治 16 (1883) 年の上野－熊谷間の鉄道開通に伴い浦和駅が開業、明治 18 (1885) 年には大宮駅が開業、明治 27 (1894) 年には日本鉄道汽車課大宮工場（現：JR 東日本大宮総合車両センター）の開業、昭和 2 (1927) 年には現さいたま新都心の地に日本三大操車場の 1 つ「大宮操車場」が整備され、本市は、鉄道のまちとして発展してきました。現在、大宮駅は東日本最大級のターミナル駅となり、また、平成 19 (2007) 年には、日本及び世界の鉄道に関わる遺産・資料等を体系的に保存し、調査研究を行うとともに、車両等の実物展示や鉄道の原理・仕組みと最新技術についての体験等ができる「鉄道博物館」が開館し、全国から多くの人が訪れています。こうした本市における鉄道の歴史を踏まえ、鉄道文化の振興を図ります。

○鉄道博物館等との連携強化

本市の鉄道文化の拠点であり、全国的な発信力を持つ鉄道博物館との連携を図り、鉄道文化を振興します。また、東日本旅客鉄道株式会社をはじめとする鉄道関係事業者や地域の鉄道に関わる人材とも連携し、鉄道文化と触れ合う機会の提供を通じて、広く鉄道文化の普及・啓発を推進します。

<取組例>

- ・鉄道関連イベントにおける鉄道文化の啓発（例：「鉄道のまち大宮 鉄道ふれあいフェア」における鉄道文化啓発リーフレットの配布）
- ・鉄道に関する工場見学イベント（例：「親子で行く！大宮総合車両センター探検隊」）の開催
- ・鉄道博物館と連携した事業（例：「鉄道のまち大宮 鉄道ふれあいフェア」「鉄道のまち『大宮』ナイトミュージアム in てっぱく」）の実施

○鉄道文化に関する情報発信の強化

各種文化芸術事業と連携し、鉄道文化の啓発に努めるとともに、鉄道文化に関する情報を広く発信します。

<取組例>

- ・鉄道文化に関する冊子（例：鉄道文化啓発リーフレット「さいたま市の鉄道文化」）の作成・配布

5－5 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用

本市の歴史や暮らしの中で培われてきた地域の文化芸術資源を掘り起こし、様々な事業に活用します。また、こうした文化芸術資源を保存・継承するとともに、広く公開・発信します。

○文化芸術資源を活かした事業の推進

本市の歴史や暮らしの中で培われてきた文化芸術資源を活かした様々な事業を企画・実施し、広く発信します。

<取組例>

- ・各区における文化芸術事業の推進
- ・区ホームページによる情報の発信
- ・本市にゆかりのある現代短歌関連事業の実施

○歴史文化資源の保存・継承・活用

有形・無形の指定文化財の保存・継承・活用を図ります。また、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、城下町や宿場町等の面影を残す景観、市の変遷を示す資料等の記録化と収集・整理・活用に取り組みます。これらを通じ、市民等に歴史文化資源とふれあう機会を拡充します。

<取組例>

- ・文化財の積極的な活用（例：見沼通船堀闇門開閉実演等の文化財を活用した展示会や見学会、講座等の開催）
- ・市史編さん事業の推進

施策 6

多様な文化芸術に触れる機会の提供

【施策の基本的な考え方】

異なる文化同士の出会いは、創造性をかきたて、革新を刺激し、人間生活を豊かにする可能性を有する社会的及び経済的な活力の源泉となるものです。市は、国内外との文化芸術を通じた交流を推進するとともに、歴史文化資源等多様な文化芸術資源を活かしたまちづくりや市民等が行う文化芸術によるまちづくり事業への支援を行うことで、生活の様々なシーンにおいて、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

6-1

文化芸術を通じた交流の推進

文化芸術を通じた国内外との交流を推進し、多様な文化芸術に触れる機会を創出します。また、交流を通じて本市の文化芸術を広く発信し、本市のブランド力向上を図ります。

○国際的な文化芸術イベントを通じた市民等の交流

国際的なイベントを通じて、市民等が世界の文化芸術に触れる機会を提供し、また、交流を通じて本市の文化芸術を世界に発信します。

<取組例>

- ・国際的な芸術祭を通じた交流の推進（例：「さいたまトリエンナーレ 2016」の開催を通じた海外アーティストとの交流）

- ・盆栽を通じた国際親善と国際交流（例：大宮盆栽美術館と米国立盆栽・盆景園の姉妹館提携）【再掲】
- ・ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムを通じた交流（例：クリテリウムにおける海外招待選手と地元高校生との書道を通じた交流）の推進
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会文化プログラム等を通じた国際交流の推進

○多様な芸術家と市民等の交流

国内外の多様な分野の芸術家や芸術関係者等を受け入れ、地域において作品制作、発表等を行う取組を推進し、その制作過程において、地域との交流を生み出し、多様な文化芸術に触れる機会を創出します。

<取組例>

- ・アーティスト・オン・サイト⁸（例：「さいたまトリエンナーレ2016」における、老人福祉センターをサイトとしたアーティストの作品制作及び展示会）の実施

○本市とゆかりのある都市との交流

姉妹都市等の本市とゆかりのある都市と文化芸術を通じた交流を図ることで、市民等に多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

<取組例>

- ・文化芸術を通じた海外都市との交流（例：姉妹都市である米・ピッツバーグ市との桜を通じた交流）
- ・文化芸術を通じた他市との連携・交流（例：東日本連携都市との文化交流）
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前合宿誘致を契機としたオランダとの交流

6－2 文化芸術によるまちづくり

本市は、見沼田圃の緑や荒川・元荒川の水辺に象徴されるような豊かな自然に恵まれているほか、市内各地に数多くの貴重な文化財等長い歴史の中で培われた歴史文化資源があります。文化芸術都市の創造に当たっては、こうした多様な文化芸術資源を活用し、生活の中に歴史・文化が息づくまちづくりを推進するとともに、文化芸術によるまちづくり事業を支援することで、多様な文化芸術に触れる機会を創出します。

○歴史文化資源等多様な文化芸術資源を活かしたまちづくり

本市の地域の特性を活かし、自然や歴史文化資源等を活用した文化芸術によるまちづくりを推進します。

⁸ アーティスト・オン・サイト：アーティストが一定期間、福祉・医療・教育・企業等の現場（サイト）に滞在し、現場との対話を重ねながら、その現場ならではの作品創作や発表等を行う事業。

<取組例>

- ・芸術資源を活用したまちづくりの推進（例：与野本町駅から彩の国さいたま芸術劇場までにぎわいの創出と文化芸術のまちづくりを推進する「アートストリート事業」）
- ・自然を活用したまちづくりの推進（例：「見沼田んぼの桜回廊ガイドマップ」の作成）
- ・歴史資源を活用したまちづくりの推進（例：城下町の歴史・文化が息づくふれあいのまちを目指す「岩槻まちづくりマスタートップラン」事業）
- ・文化財を活用したまちづくりの推進（例：国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」を活用したサクラソウの見学会・写真コンクール等の地域活性化のための事業）

○市民等による文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援

市民等が自ら企画・運営し、まちのにぎわいや地域交流等につながる文化芸術によるまちづくり事業に対する支援を行います。

<取組例>

- ・文化芸術によるまちづくり事業に対する補助金交付（例：「アートフルゆめまつり」や「バラのまち中央区アートフェスタ」等の地域の特性を活かした文化芸術によるまちづくり事業への補助金交付）

施策 7

文化芸術活動の場の充実

【施策の基本的な考え方】

本市は、比較的大きなホール機能を備えた文化センター、市民会館⁹やプラザをはじめ、コミュニティセンターや公民館、図書館、博物館等、市民等の文化芸術活動の場となる施設を数多く整備しています。

こうした文化施設の安全性の確保や、基本的な機能を維持するための日常的、計画的な管理運営を行うことはもとより、多様化する市民等の文化芸術活動に関するニーズを的確に捉え、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、各施設の特性を十分に發揮し、市民等の誰もが文化芸術を楽しむことができるよう、施設機能の充実を図ります。

7-1

市民等による文化芸術活動の場の機能向上・充実

文化芸術の活動、鑑賞の場となる施設の利便性を向上させるため、利用者のニーズに合った効果的な機能や設備の充実を図ります。

⁹ 市民会館：さいたま市文化会館条例に基づき設置されている、市民会館うらわ、市民会館おおみや、市民会館いわつきの3施設のこと。

○利用者や時代のニーズに合わせた活動の場の整備

施設の適切な維持管理を行うことにより、利用者の安全を確保するとともに、多様化する利用者や時代のニーズや技術の進歩に合わせた利用価値の高い活動の場を提供できるよう、選択と集中による施設機能の向上及び充足を図り、柔軟な公共施設等の活用を検討します。

<取組例>

- ・既存施設の適切な機能維持のための修繕計画の策定
- ・市民会館うらわ及び市民会館おおみやの新施設整備
- ・美術等の作品を創造・発信する機能を充足するための施設整備の検討
- ・ＩＣＴ等の先端技術の導入の研究・検討

○利用者に優しい活動の場の創出

乳幼児を連れた方、高齢者や障害のある人、外国語を母語とする方等、全ての利用者にとって利用しやすい環境を創出するため、ユニバーサルデザイン¹⁰に配慮し、施設のバリアフリー化等を推進すると共に、文化芸術活動を充実させるための支援の提供や多様な交流機会の創出を図ります。

<取組例>

- ・障害の有無、年齢、性の多様性、言語等に配慮した、全ての人が利用しやすい施設環境の整備
- ・活動の質を高めるための講座・研修の開催及び支援の提供

○利用者の利便性向上

施設予約や備品等の利用手続き、料金制度等、利用者の視点に立った制度整備を図ります。

<取組例>

- ・公共施設予約システムの改善
- ・各種制度、手続等の各施設間における整合の推進
- ・全ての人が利用しやすい仕組みづくり

7－2 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携

市民等の主体的な文化芸術活動を支える中心的役割を担う拠点施設を定めるほか、各施設の特性に応じた位置付け・役割を明確にし、施設間の連携強化や必要な機能構築に向けた検討を行います。

○拠点機能の構築

文化芸術都市創造に向けて、文化センター及び新施設整備後の市民会館うらわ、市民会館おおみやを「文化芸術創造拠点」として位置付け、各施設の機能・特性

¹⁰ ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性の多様性、言語等にかかわらず、全ての人が利用しやすいうように製品、建物や都市施設等をデザインすること。

を活かした情報の発信、舞台芸術等の鑑賞・創造及び担い手の育成・交流を行うための拠点機能の構築を図ります。

<取組例>

- ・拠点施設間の連携の構築

○拠点施設を中心とする文化施設間の連携

文化施設間のネットワークを強化し、市民会館いわつきやプラザを日常的な文化芸術、生涯学習の活動・発表、普及を行う「地域文化施設」として、氷川の杜文化館、恭慶館、盆栽四季の家を茶道・華道をはじめとした伝統文化の普及及び伝承を図る「伝統文化施設」として位置付け、文化芸術都市創造に向けて拠点施設を中心とした文化施設の有機的な連携を図ります。

<取組例>

- ・拠点施設を中心とする施設間連携の構築
- ・施設連携事業の検討

○埼玉県や民間の文化関連施設等との連携

埼玉県や民間の文化関連施設及び商業、産業、観光等の関連分野との連携を図り、連携事業や情報共有を通じて、相互の情報発信力向上や利用促進を図ります。

<取組例>

- ・県市の文化施設における相互活用や人材交流（技術研修等への相互参加等）
- ・「ミュージアムヴィレッジ大宮公園」¹¹を通じた施設間連携
- ・県市の文化施設におけるチラシの相互配布を通じた広報協力

¹¹ ミュージアムヴィレッジ大宮公園：東武アーバンパークラインの大宮公園駅を起点とした半径1kmに位置する9つの施設（大宮公園駅、大宮盆栽村、さいたま市立漫画会館、さいたま市大宮盆栽美術館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県大宮公園事務所、武藏一宮氷川神社、NACK 5 スタジアム大宮、さいたま市立博物館）のエリア名称。

施策 8

多様な分野と文化芸術との有機的な連携

【施策の基本的な考え方】

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の多様な分野において、文化芸術との連携を図ることにより、社会包摂や付加価値の創出等の文化芸術に内在する社会的・経済的価値を最大限に発揮し、「文化芸術の創造力による活力にあふれたまち」を実現するとともに、持続可能な文化芸術都市の実現を目指します。

8-1 多様な分野との連携体制の構築

多様な分野において文化芸術を活かした事業を展開するため、市役所内の各部門、市内各地域や民間企業等、多様な主体と連携するための体制を構築します。

○本市の魅力ある資源を活かす事業を推進するための連絡会議の設置

本市の魅力ある資源を活かした事業を展開するため、関係者による会議を設置する等の手法により、市の組織における関係所管課間の連携や外部の関係団体等との連携を強化します。

<取組例>

- ・他の自治体における連携体制に関する情報収集
- ・多様な施策間で連携するための連絡会議等の組織整備に向けた検討

○文化芸術活動における市民団体、大学、企業、行政等の連携の仕組みづくり

文化芸術都市の創造に当たっては、市民、文化芸術団体、N P O、芸術家等の多様な主体と連携・協働を図りながら推進していく必要があります。さらに、埼玉県、周辺自治体、市内外の大学等の教育機関、文化芸術関連団体等、様々な団体や組織と連携・情報交換を行い、効果的な施策の推進を図ります。

<取組例>

- ・他の自治体における公民連携に関する情報収集
- ・市内各地や民間企業における文化芸術活動に関する情報収集
- ・多様な主体が連携するための連絡会議等の組織整備に向けた検討

8-2 多様な分野との連携事業の推進

文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を最大限に発揮し、持続可能な文化芸術都市を実現するため、多様な分野において文化芸術との連携を図り、事業を開展します。

○観光、福祉、教育等の分野との連携による事業の実施

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野と文化芸術との連携事業を推進し、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、例えば、福祉施設や教育機関において文化芸術に関する体験講座を開催する等多様な関連分野における施策との有機的な連携を図ります。

<取組例>

- ・歴史文化や観光の分野と文化芸術の連携事業（例：城下町岩槻歴史散策）の実施
- ・他の自治体における連携事業に関する情報収集
- ・連携事業の拡充に向けたモデル事業の試行
- ・ナイトタイムエコノミー¹²等に関する情報収集

○先端技術を活用した連携事業の実施

民間企業等と連携しそれぞれの力を活かして、ＩＣＴ、ＩｏＴ、ビッグデータ、人工知能（ＡＩ）等の先端技術の活用等により、新たな技術や手法を導入しながら、文化芸術活動を推進します。

<取組例>

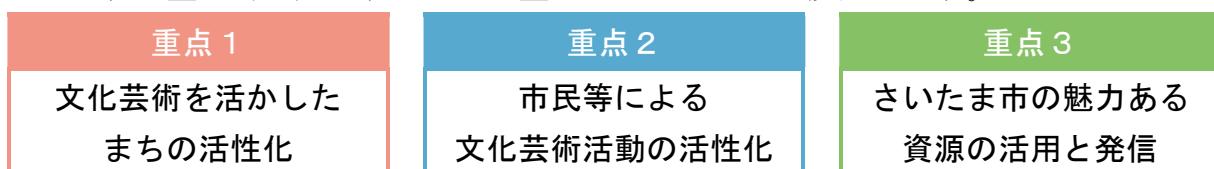
- ・他の自治体における民間企業等との連携事業に関する情報収集
- ・民間企業等との新たな連携事業の導入に向けた検討
- ・先端技術を活用した事業の実施

¹² ナイトタイムエコノミー：夜間の経済活動を指し、地域の状況に応じた夜間の楽しみ方を拡充し、夜ならではの消費活動や魅力創出をすることで、文化・経済の両面でまちを活性化させることを目標とするもの。

3 重点プロジェクト

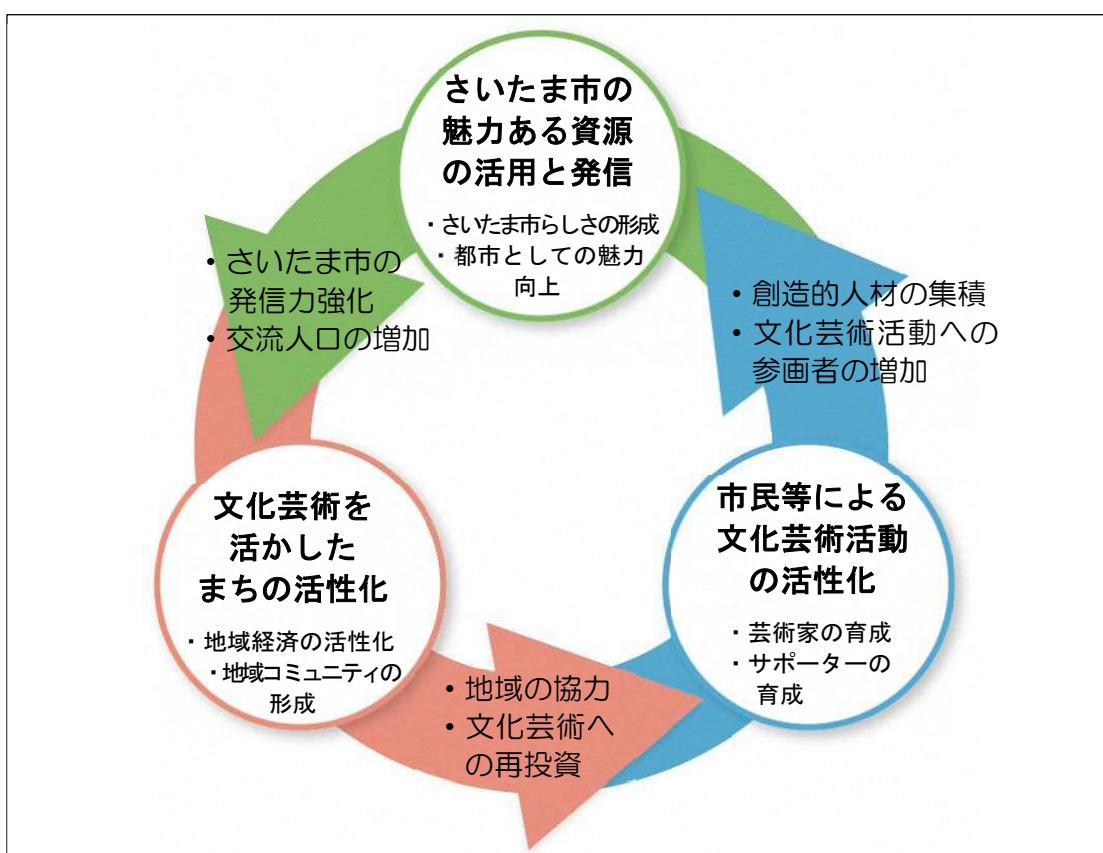
(1) 重点プロジェクトの設定

文化芸術都市の創造に当たり、本市における現状と課題を踏まえ、今後10年間で特に重点的に実施する3つの重点プロジェクトを設定します。



(2) 重点プロジェクトの効果

重点プロジェクトを行うことで、下記のような社会的・経済的な効果を生み出し、文化芸術の基本施策を効果的に推進するための、好循環（サイクル）を形成することが期待できます。重点プロジェクトは、相互に強く関連しており、必要に応じて一体的に取り組んでいきます。



文化芸術都市創造に向けた基本施策の効果的な推進

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

(3) 重点プロジェクトの内容

重点
プロジェクト
1

文化芸術を活かしたまちの活性化

文化芸術のもつ創造力を活かし、国際的な芸術祭の開催、芸術家の新たな創造環境の創出、文化芸術と教育や観光等多様な分野の施策との有機的な連携等により、多様な交流を生み出し、都市の創造性を高め、まちの活性化を図ります。

主な取組

国際的な文化芸術事業の推進

文化芸術都市創造に向けた象徴的・中核的な事業として、国際的な芸術祭等を開催します。開催にあたっては、本市の文化芸術を広く発信するとともに、国内外の新たな文化芸術や人材との多様な交流を生み出すことで、都市の創造性を高め、さいたま市のブランド力向上や活性化を図ります。

- ・国際芸術祭等、さいたま市の文化芸術資源を活用したイベントの開催

芸術家と市民等の交流の促進

既存施設や空き家・空き店舗等を活用したアーティスト・オン・サイト等に取り組み、国内外の芸術家と地域住民が作品の共同制作や発表等を通じた交流を行うことで、地域の創造性を高め、まちの活性化を図ります。

- ・アーティスト・オン・サイトの実施

多様な分野と文化芸術との連携強化

国際的な芸術祭等のイベントを契機に、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の多様な分野との連携事業を実現することにより、多様な分野と文化芸術との有機的な連携をさらに推進します。

- ・文化芸術を活用したアウトリーチ事業の推進

<主に関連する取組>

- ・市民等による文化芸術活動への支援（施策 1-1）
- ・魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供（施策 4-1）
- ・「大宮盆栽」のブランド化と盆栽に関わる産業の振興（施策 5-1）
- ・人形文化を活用したまちの活性化（施策 5-3）
- ・国際的な文化芸術イベントを通じた市民等の交流
- ・多様な芸術家と市民等の交流（施策 6-1）
- ・歴史文化資源等多様な文化芸術資源を活かしたまちづくり
- ・市民等による文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援（施策 6-2）
- ・多様な分野と文化芸術との有機的な連携（施策 8）

重点
プロジェクト
2

市民等による文化芸術活動の活性化

文化芸術活動を行う個人や団体、文化芸術活動を支えるサポーター、文化芸術イベントを企画・運営できる人材の育成等、市民による多様な参画の仕組みを拡充することにより、市民等を主体とした文化芸術都市創造を推進します。

主な取組

文化芸術活動を行う個人や団体に対する支援

文化芸術の創造の担い手である芸術家や市民等に対し、活動・発表機会の提供や新たな創造環境の整備充実を図る等総合的な支援を行い、創造的な人材の集積と育成を図ります。

- ・人材情報バンク事業の拡充

文化芸術活動を支える人材の育成

文化芸術に関するサポーター人口の拡大を図るとともに、活動内容や活動機会の充実、文化芸術イベントの企画段階から実施まで事業全体に参画する機会の充実を図ることで、文化芸術活動を支える人材の育成を図ります。

- ・文化芸術に関するサポーター事業の拡大
- ・文化芸術に関する人材育成事業の拡充

文化芸術活動への多様な市民参画の基盤整備

市民参画を促進するため、既存の市民サポーターに加え、民間のクラウドファンディング等のサービスも活用する等、多様な参画メニューからそれぞれの市民が利用しやすい市民参画を選択できる仕組みを構築します。

- ・文化芸術に関する情報プラットフォームの構築

<主に関連する取組>

- ・市民等による文化芸術活動への支援
- ・文化芸術サポーターの活性化
- ・文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成（施策 1-1）
- ・子どもを対象にした創造・発表機会の充実（施策 2-2）
- ・後継者育成に対する支援（施策 3-1）
- ・文化芸術事業に関する情報収集・提供
- ・多様な参画を促進する仕組みづくり（施策 4-3）
- ・漫画文化に関わる人材の育成（施策 5-2）
- ・拠点機能の構築（施策 7-2）

重点
プロジェクト
3

さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

盆栽、漫画、人形、鉄道を本市の魅力ある資源として位置付け、国際的な芸術祭等の既存事業や新たなイベント等において積極的に活用・発信することで、さいたま市らしさを活かした「文化芸術都市さいたま」としての魅力向上を図ります。

主な取組

魅力ある資源を活用した事業の推進

盆栽、漫画、人形、鉄道という本市の魅力ある資源を積極的に活用した事業を推進することで、本市の文化的な独自性（さいたま市らしさ）を生み出し、都市としての魅力向上を図ります。

- ・さいたま市の魅力ある文化芸術資源を活用したイベントや事業の実施、魅力ある資源と国際的な芸術祭等との連携による事業の展開

魅力ある資源の連携

魅力ある資源相互の連携を図るとともに、音楽等他分野の文化芸術との連携を推進することで、新たな魅力を生み出し、資源としてのブランド力の向上を図ります。

- ・多様な分野との発展的なコラボレーション事業の実施

魅力ある資源の発信

多様なイベントやメディアを通じて、本市の魅力ある資源を全国・海外に発信します。

- ・大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興・発信
- ・岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興・発信

<主に関連する取組>

- ・大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興
- ・盆栽文化と触れ合える機会の拡充
- ・「大宮盆栽」のブランド化と盆栽に関わる産業の振興（施策 5-1）
- ・漫画会館等を活用した漫画文化の振興（施策 5-2）
- ・岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興
- ・人形文化に関する情報発信の強化
- ・人形文化を活用したまちの活性化（施策 5-3）
- ・鉄道博物館等との連携強化
- ・鉄道文化に関する情報発信の強化（施策 5-4）
- ・国際的な文化芸術イベントを通じた市民等の交流（施策 6-1）

第4章

計画の推進に当たって

- 1 施策を実施するまでの考え方**
- 2 さいたま市文化芸術都市創造基金の拡充**
- 3 計画の進行管理**

第4章 計画の推進に当たって

1 施策を実施するまでの考え方

本市は、さいたま市文化芸術都市創造条例に基づいて設置された「さいたま市文化芸術都市創造審議会」等の有識者の意見を参考にしながら、文化芸術都市の創造に関する総合的・戦略的な施策の企画・立案を行い、市民等の主体的な文化芸術活動への支援や様々な推進主体との連携を図りながら、将来像の実現に向けた取組を進めます。

「施策の実施」に当たっては、施策等の企画立案→実施→財政支出→施策等の検証といったプロセスにより、進行管理を行い、着実な推進を図ります。

「事業の実施」に当たっては、本市、文化振興事業団、文化施設等における指定管理者等が連携し、それぞれの特色を活かした役割分担により、施策をより効果的かつ効率的に行うことのできる推進体制の構築を図ります。

（1）公益財団法人さいたま市文化振興事業団の役割と連携の強化

文化振興事業団は、これまで市民等の文化芸術の主要な活動場所である文化施設等において、施設の効果的な運営と効率的な管理を行うとともに、文化芸術に関する人材の育成、多様な鑑賞事業や参加型事業等を実施してきており、本市の文化行政の推進において、大きな役割を担っています。

今後も、文化振興事業団を文化芸術都市創造に向けた計画の主要な推進主体として位置付け、連携を強化するとともに、これまでに蓄積されてきた文化芸術に関する人材や情報等を最大限に活用し、将来的には本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を構築します。

のことから、市民等の文化芸術活動の中心的な役割を担う「文化芸術創造拠点」として位置付けた各施設については、文化振興事業団が、ひとつの施設の運営に留まらない広い視野を持って、専門的人材の採用や継続的な人材育成を行なながら、各施設の特性に合わせた質の高い運営に長期的に取り組む必要があります。

(2) 推進体制の強化

文化芸術都市創造に向けて、様々な文化芸術活動を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の多様な分野とつなげることや、文化芸術団体・芸術家等の創造活動及び自立を支援すること等といった、いわゆる「中間支援機能」、さらに、文化芸術施策に関する調査研究機能の充実を図っていく必要があります。

このような課題の解決に向けて、推進体制の更なる強化を図るため、文化振興事業団の機能を強化するほか、アーツカウンシル¹³のような専門組織の導入を目指します。

(3) 東京 2020 大会までに構築された文化芸術のレガシーの活用

本市は、東京 2020 参画プログラムのレガシーコンセプトを踏まえ、本市における取組の方向性やその具体化を目指した「さいたま市「東京 2020 文化オリンピアード」アクション&レガシープラン」を策定しました。そこで設定されたレガシーコンセプトを発展させ、本市におけるレガシー活用方針を以下のように設定し、文化芸術都市創造に向けた取組を推進する上での方針として位置付けます。

【本市におけるレガシー活用方針】

- ポリシー① ⇒ 市民により受け継がれ発展を遂げた文化の革新
- ポリシー② ⇒ 文化芸術都市創造を担う市民の活躍の場の創出
- ポリシー③ ⇒ 国際的な文化芸術事業の継続等により構築された
国際交流の進展及びさいたま文化の発展
- ポリシー④ ⇒ 文化芸術により活性化したまちの持続的発展

¹³ アーツカウンシル（再掲）：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。日本語では芸術評議会等と訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国等、世界各国で設置されている。

2 さいたま市文化芸術都市創造基金の拡充

本市は、市民等と行政が一体となって文化芸術都市の創造に向けた取組を安定的かつ継続的に進めるため、市民や企業からの寄附金等と市の積立金の受け皿となる「さいたま市文化芸術都市創造基金」を設置し、文化芸術事業の実施や文化財産等の取得に活用しています。基金のさらなる財源確保に向け、市民や企業との連携促進や市の寄附制度に関するPR強化等に取り組みます。

3 計画の進行管理

本市は、計画の着実な推進とその実効性を高めるため、施策や施策の進め方等について、多角的な検証を行います。

また、本計画において各施策の実施状況及び目的達成状況を包括的な観点で測る成果指標として、以下に示すさいたま市次期総合振興計画における成果指標を採用します。さらに、成果指標の下に個別の計画事業に目標指標を設定し、計画の最終的な検証の参考とします。

【本計画全体の成果指標】

- 文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合
(「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合)
- 文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合
(過去1年間に1回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合)
- 歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合

【個別の計画事業の目標指標（例）】

- ・イベント : 来場者数
- ・施設 : 利用率
- ・コンテスト : 応募者数
- ・ボランティア : 登録者数
- ・イベント参加者や施設利用者等の満足度